

事 務 連 絡  
令和6年(2024年)8月14日

県内障害児通所支援事業所運営法人 御中  
(障害児入所施設・障害児相談支援事業者参考送付)

茨城県福祉部障害福祉課

### 障害児通所支援事業における送迎車両安全装置の取扱いに係る注意喚起

日頃より大変お世話になっております。

標題の件につきまして、令和6年7月22日付けのメールにて、送迎車両に対する安全装置の整備の徹底について注意喚起を行ったところですが、このところ、連日30℃を超える真夏日が続いている中で送迎車両の安全装置(置き去り防止装置)の不適切な取り扱い(※)による利用児童の車内置き去り事故の報告が複数件挙がってきている状況です。

#### (※) 不適切な取り扱い

例) 全利用児童の降車を待たずに車両後部のボタンを押下してブザーを停止させていた。  
本来、安全装置とともに運用すべきである職員による車内確認がおろそかになっており、運用自体が形骸化している。

とりわけこの季節の車内置き去りは、利用児童に重篤な熱中症を引き起こす危険性が極めて高く、令和4年9月に起こってしまった園児死亡事故と同様の事故につながる可能性があります。

障害児通所支援事業者におかれましては、今一度、送迎等の支援体制を点検していただき、運用が形骸化されることなく、安全装置の適正な利用のほか、利用児童の乗降の際に必ず点呼等で所在を確認するなど、利用児童の安全を第一に考えた支援体制を構築していただきますよう改めてお願いいたします。